



鳥取県公報

平成17年 5月23日(月)
号外第89号

毎週火・金曜日発行

目 次

条 例 鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例(47)(景観まちづくり課)..... 1

条 例

鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年 5月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第47号

鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

鳥取県建築基準法施行条例(昭和47年鳥取県条例第43号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
(一の敷地とみなすこと等による制限の緩和)		(一定の複数建築物に対する制限の特例)	
第8条の2 法第86条第1項若しくは第2項若しくは法第86条の2第1項の規定による認定又は法第86条第3項若しくは第4項若しくは法第86条の2第2項若しくは第3項の規定による許可を受けた建築物に対する前3条の規定の適用については、これらの建築物は、二の敷地内にあるものとみなす。		第8条の2 法第86条第1項若しくは第2項若しくは法第86条の2第1項の規定による認定又は法第86条第3項若しくは第4項若しくは法第86条の2第2項若しくは第3項の規定による許可を受けた建築物に対する前3条の規定の適用については、これらの建築物は、同一敷地内にあるものとみなす。	
別表第3(第13条関係)		別表第3(第13条関係)	
事 務	金 額	事 務	金 額
略		略	
15 法第52条第10項、第11項又は第14項の規定に基づく許可	1件につき160,000円	15 法第52条第9項、第10項又は第13項の規定に基づく許可	1件につき160,000円
略		略	
32 法第85条第5項の規定に基づく許可	1件につき120,000円	32 法第85条第4項の規定に基づく許可	1件につき120,000円

略		略	
35 法第86条の2第1項の規定に基づく認定	1件につき78,000円(建築物(法第86条の2第1項に規定する一敷地内認定建築物を除く。以下この項及び次項において同じ。)が2以上である場合にあっては、78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額)	35 法第86条の2第1項の規定に基づく認定	1件につき78,000円(建築物(法第86条の2第1項に規定する同一敷地内認定建築物を除く。以下この項及び次項において同じ。)が2以上である場合にあっては、78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額)
略		略	
35の3 法第86条の2第3項の規定に基づく認定	1件につき220,000円(建築物(法第86条の2第3項に規定する一敷地内許可建築物を除く。以下この項において同じ。)が2以上である場合にあっては、220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額)	35の3 法第86条の2第3項の規定に基づく認定	1件につき220,000円(建築物(法第86条の2第3項に規定する同一敷地内許可建築物を除く。以下この項において同じ。)が2以上である場合にあっては、220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額)
略		略	
備考 略		備考 略	

附 則

この条例は、建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律(平成16年法律第67号)の施行の日から施行する。